５．⑤及び⑥には、産業競争力強化法施行規則第12条第３項第３号に掲げる書類の添付に加え、生産性の向上を示す数値目標（事業再編の実施に関する指針に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。ただし、⑤において、①の特定されている事業が事業再編計画の対象となった事業部門と同一の場合には、その旨を記載するとともに、同規則第12条第２項第３号に掲げる書類を添付する。

様式第二十八を次のように改める。

様式第二十八（第17条関係）

特別事業再編計画の認定申請書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

法人番号
住　　所
名　　称
代表者の氏名

産業競争力強化法第24条の２第１項の規定に基づき、特別事業再編計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．特別事業再編の目標
２．特別事業再編の内容
３．特別事業再編の実施時期
４．他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の実績
５．特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
６．特別事業再編に伴う労務に関する事項
７．その他

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
１．特別事業再編の目標
（１）特別事業再編に係る事業の目標（特別事業再編を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
（２）生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標（事業再編の実施に関する指針（平成26年財務省・経済産業省告示第１号）に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。
２．特別事業再編の内容
（１）特別事業再編に係る事業の内容を記載する。
①　計画の対象となる事業を明記するとともにその選定理由を記載する。
②　事業の構造の変更と分野又は方式の変更とに分けて特別事業再編の具体的内容を要約的に記載する。
③　②の記載中において、次の説明を記載する。
イ　当該特別事業再編による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。
ロ　当該特別事業再編の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあっては、その解消に資するものであること。
ハ　内外の市場の状況に照らして、申請者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。
ニ　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
（２）特別事業再編を行う場所の住所を記載する。
（３）特別事業再編のために行う措置の相手方である他の事業者、関係事業者又は外国関係法人が行う措置を含む場合には、その名称及び当該他の事業者又は当該関係事業者、当該外国関係法人が法第24条の２第４項の特別事業再編のために行う措置の相手方である他の事業者、法第２条第